

豊従発 23-06

2023 年（令和 5 年）6 月 23 日

豊中市長
長内 繁樹 様

豊中市従業員労働組合
執行委員長 松本 真次



2023 現業統一闘争に係る要求について

貴職におかれましては、平素より資源循環型社会の構築と環境保全に取り組まれておりますことに敬意を表します。

さて、当組合で環境行政に従事する労働者として、公共サービスの信頼と質の向上を図るための政策課題実現、また職場環境改善及び労働基本権確立のため、下記の要求について申し入れをおこないます。このことについては、2023 年 6 月 30 日までに文書をもってご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 廃棄物行政の確立に関する制度・政策要求について
 - (1) 家庭系ごみ排出実態調査の結果に基づき、中長期的なごみ減量・リサイクル率向上の取組みを進めること。また、その取組みについては十分な協議のうえ実施すること。
 - (2) プラスチック資源循環促進法に基づく包括的な資源循環の取組みを促進すること。
 - (3) 地域住民や公共施設に向けて、ごみの分別及び発生抑制、並びにまちの美化活動への意義や重要性を唱えるために、様々な情報発信の手段を設け、循環型社会の形成に努めること。
 - (4) 市の処理責任を果たすために、適正処理困難物の取り扱いについては、中間処理施設との協議を行い、具体的な適正処理ルート確保と処理方法を確立すること。
 - (5) ポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐとともに、除去費用負担の確保及び制度の抜本的な改正を、国・府・関係機関に働きかけること。
 - (6) ふれあい収集は、地域包括ケアシステムの意義や理念に基づいた施策である。今後とも増加することが想定される排出困難な地域住民の需要に応えうる事務事業の確保と維持に努めること。

2. 職場の活性化について

- (1) 職場の活性化につながる研修を充実させるとともに、その予算の確保に努めること。
また、職員の適性を発見、把握するための研修等の推薦に努めること。
- (2) 人事異動については、職場の活性化につながる適材適所の人材配置を実現する基本姿勢を保持すること。とりわけ、技能職に係っては、技能職制度の趣旨を十分に尊重し、本人の姿勢と意欲や人材育成に基づくこと。
- (3) 過渡期の暫定再任用職員の取り扱いと職域の確保は、慎重かつ柔軟に対処すること。
また、多様な雇用形態に応じて職務の移行に対処できる制度を実現すること。

3. 賃金等の課題について

国が進める技能職への不当な賃金削減は行わず、職責に応じた給与制度を構築すること。また、合意に基づかない賃金公表は行わないこと。

4. 直営の業務体制について

- (1) 直営の安定性・柔軟性・即応性を活かした市民サービスを提供すること。また、災害等の非常事態時においては、その特性を最大限に発揮するための人員及び機材の不足がないよう、事前の準備をすること。
- (2) 新規事業や業務拡充・存廃など、労働条件の変更に係わる事案については、事前協議を行うこと。また、協議に基づき合意した事項については、覚書・確認書・協定書など書面により締結すること。

5. 委託業務について

- (1) 委託業務については、引き続き労使によるチェック体制を確立すること。
- (2) 受託事業者に対しては、委託責任者として就業規則及び服務規律を評価するとともに法令遵守の徹底を図ること。
- (3) 業務委託の入札方式は、当該業務内容に適した決定方法を導入すること。

6. 労働安全衛生体制の確立と充実・運営について

- (1) 清掃事業における安全衛生管理要綱を周知徹底し、事業場安全衛生委員会で議決された事項については全職員に情報提供すること。
- (2) 事業場安全衛生委員会の委員の選定にはいかなる要件も設けないこと。
- (3) 労働災害・公務災害発生時における労働基準監督署の届出は速やかに行うとともに、

事業場安全衛生委員会を開催し、再発防止に努めること。

- (4) 業務上の安全性を確保するため、市民に対しては豊中市廃棄物処理計画の協力と理解を求めるとともに、収集体制及び作業手順等を必要に応じて見直すこと。
- (5) 職員の健康対策の充実、メンタルヘルスについて「心の健康づくり実施計画」を踏まえ、予防・相談体制の充実を図り、きめ細やかな対策を講じること。
- (6) 車両火災の原因を究明するとともに、再発防止等の安全対策を講じること。
- (7) 災害・感染症における危機管理体制及び機材・備品等を確保すること。とりわけ、事業を続行するために業務範囲を越える、労働条件上の変更が生じる場合には、速やかに組合と労使協議を行い、臨機な対策を講じること。

以上